

令和5年3月14日

芦屋市議会議長 松木義昭 様

あしや しみんのこえ たかおか知子

### ハラスメント申入書に関する「報告書」についての申し入れ

上記の件について、松木議長より届いた令和5年3月9日付けの「ハラスメント申立て事案に関する報告書について」お願い事項を申しあげます。

この度は、第三者の調査をお引き受けいただきありがとうございました。個々の事実認定や評価について主張が認められず残念ではありますが、第三者による調査結果は尊重いたします。ただ、どうしても調査の中で腑に落ちない点がございます。報告書のP2「第2調査の経過」では、報告者より「事務局に追加資料を依頼」とは別に、被申立人が提出したものや、事実が採用されていますが、申立人にその存在や内容を知らされておりました。反論の余地をあたえて頂けなかったことについて、公平性という観点から疑問があります。こちらが提出した証拠資料等は、すべて被申立人に報告がなされ反論の余地が与えられていました。以上の点から、提出資料の存在及び事実を申立人が確認できていないと考え、以下3点を申し入れます。必ず文章にて回答をお願い申し上げます。

### 記

1. P19のイに「副議長から提出された本件面談の録音データ」とありますが、申立人及び代理人弁護士は、被申立人が提出したこの資料の存在を確認できていません。また、調査の経過にも記載がなくいつ提出されたものなのかも示されておられません。調査が公平になされたかの確認をするため、申立人へこのデータの提出を求めます。
2. P6(3)ウであります。この内容について既成事実として報告者は記載されておりますが、申立人には記載のような事務局の行動があったことは一切知らされておらず、事実確認や反論もできておられません。申立人の主張はすべて被申立人にお伝えされていますが、上記が申立人に知らされていなかったことについて説明を求めます。
3. 申立人が1で述べている提出資料の確認が済むまで、議会内での本件報告書に関する議員への報告をすることは相応しくないと考えているため、報告書について申立人の疑念が晴れるまでは、報告会などを行わないことを求めます。

以上